

工事特記仕様書

第1章 総則

第1節

第1条 適用範囲

1. この特記仕様書は、川向水源地水質計器更新工事に適用する。

第2条 準拠仕様等

1. 準拠仕様等については、「水道工事標準仕様書【設備工事編】」（（公社）日本水道協会発行）とし、以下の法令、仕様書等も適用する。
 - 1) 水道法
 - 2) 水道施設設計指針・解説（日本水道協会）
 - 3) 水道維持管理指針（日本水道協会）
 - 4) 水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）
 - 5) その他関係諸法令及び諸規格等

第3条 工事番号・工事名および施工場所等

1. 工事番号 上工第R08-7号
2. 工事名 川向水源地水質計器更新工事
3. 施工場所 赤穂郡上郡町上郡地内
4. 対象施設 川向水源地（残留塩素計、濁度計）
5. 工期 契約締結日の翌日から令和9年3月15日

第4条 工事の着手および承諾図の提出

1. 受注者は、契約後速やかに監督員と詳細な打合せを行い工事に着手するものとし、打合せ記録を必ず提出すること。また打合せ後は設計図書に基づき必要に応じ承諾図書を作成、提出し、監督員の承諾を受けてから機器の製作ならびに工事の施工に着手すること。

第5条 疑義

1. 工事の施工において疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議を行い、その指示に従うものとする。

第6条 工事範囲と受注者の責任範囲

1. 受注者は、設計図書に示す一切の工事に責任をもって施工すること。また、設計図書に明記なき事項であっても、法規上・施工上または目的とする機能のために必要なものは、受注者の責任と負担において施工すること。
2. 受注者は、施工施設全体の運転制御システムを事前に理解し、システム障害等が生じないよう努めること。なお、工事が原因によるシステム障害が発生した場合、受注者の責により

対応すること。

第7条 工事施工

1. 工事施工上、機器の設置位置変更等で発生する軽微な変更は、請負金額に増減なく施工すること。

第8条 発生材の処理

1. 建設廃材等が発生するときは、関係法令に基づき受注者の責任において適正に処理すること。

第9条 保証

1. 本工事において納入される機器、材料等の保証期間は1年間とする。
2. 工事完成引渡し後、受注者の製作、施工上の責任と判断される故障等の不良が発生した場合及び性能、機能上の不備、欠陥が発生した場合は、別途協議のうえ監督員の指示に従い、受注者の負担により修理、取替えまたは再調整を行うものとする。なお、契約不適合責任期間等は契約書による。

第10条 試験及び検査

1. 一般事項
 - 1) 本設備に使用する機器は、製造者による規格等によって製作し、製造者の所定の試験、検査に合格したものとする。
 - 2) 試験ならびに検査は、監督員立会いのもとに受注者が行うことを原則とするが、監督員が立会うことが出来ない場合は、監督員の了承を得て受注者のみ試験を実施し、その成績表等を提出するものとする。
2. 現地試験及び検査
 - 1) 現地試験及び検査については、必要となる試験及び検査内容を事前に監督員へ提出し、協議すること。各段階でなければ確認できない場合は、その都度検査を実施する。
 - 2) その他打合せによる。
3. その他
 - 1) 細部については監督員と協議し、その指示を受けること。

第11条 提出書類

1. 受注者は、次の書類を提出しなければならない。
 - 1) 工事施工計画及び下請人等通知書 契約締結後及び内容の変更後速やかに
 - 2) 経歴書（現場代理人、主任技術者または監理技術者、専門技術者） 契約締結後速やかに
 - 3) 工程表 契約書に示す日以内
 - 4) 工事報告書 工事完了時
 - 5) 工事写真 工事完了時または、監督員が求めた場合
 - 6) 工事完成届 工事完了時

7) 工事完了引渡書 工事完了検査終了後

8) その他

2. 現場代理人は、次の書類を提出しなければならない。(該当するもののみ)

1) 施工計画書 工事着手前及び内容を変更する場合速やかに

工事概要、計画工程表、現場組織表、指定機械、主要資材、施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）、施工管理計画、安全管理、緊急時の体制及び対応、交通管理、環境対策、現場作業環境の整備、再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法、その他

2) 工事承諾願 その都度

工事承認図、工事用材料使用承諾願、その他

3) 月別工事工程表 当初

4) 履行報告書 毎月末

5) 工事日報 作業日

6) 工事打合簿 打合せの都度 7 日以内

7) 立会願 その都度

8) 再生資源利用計画書(実施書)、再生資源利用促進計画書(実施書) 工事着手前及び完了後

9) 産業廃棄物処理報告書 工事完了時

産業廃棄物管理票交付状況総括票、建設廃棄物処理委託契約書コピー、マニフェストコピー、その他

10) その他

第 12 条 打合せ等

1. 工事を適正かつ円滑に実施するため、現場代理人と監督員は常に密接な連絡をとり、工事の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度、受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、ファクシミリ又は E メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
2. 現場代理人は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合速やかに監督員と協議しなければならない。

第 13 条 貸与品等

1. 工事に必要な図書等は発注者の所有するものを使用できるものとする。その場合、事前に監督員の承諾を得るものとする。
2. 受注者は貸与された図書等の必要がなくなった場合は、直ちに監督員に返却するものとする。
3. 受注者は貸与された図書等を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

第 14 条 衛生管理

1. 本工事により浄配水工程の水に接触が想定される作業が発生する場合、従事する者は、次の各号に示す感染性疾病に罹患していないことの証明として、検査資格を有する機関の発行した健康診断書（細菌検査）の写しを提出すること。なお、工事の期間が健康診断書の発行日から起算

して1年を超える場合は、当該起算日から1年を超えない期日までに新たに健康診断書の写しを提出すること。

- ・細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O157）、腸チフス、パラチフス

第15条 完成書類

1. 完成書類として下記のものを提出する。

- 1) 報告書・・・工事承諾願、工事日報、工事打合せ簿、試験ならびに試運転調整結果をとりまとめたもの、その他監督員が指示するものを取り纏める。提出部数は、2部とする。
- 2) 工事写真・・・各機器の着工前、作業中、交換部品新旧、完了等を撮影したもの。提出部数は、2部とする。
- 3) 完成図書（A4版ファイルに収納したもの）・・・機器図、工事図、試験成績書、取扱説明書等を収録し、A4版以外は折り込みを行う。提出部数は、3部とする。
- 4) 電子データ・・・上記1)～3)をPDF化しハードケースに収納したもの 1式
※CADで作成したものについては、CADデータ(DXF)を収録すること。
- 5) その他監督員が指示するもの

第16条 法定外の労災保険の付保

1. 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならず、契約書第57条（火災保険等）に基づき、受注者は保険契約を締結したのち、その証券等を発注者に提示すること。

第17条 留意事項

1. 本工事の実施にあたっては、稼働中の施設のため、工程・作業方法については事前に監督員と協議をおこなうこととする。
2. 現場据付、調整に必用な材料等は一切受注者にて負担するものとする。
3. 機器の付属品、予備品は本特記仕様書に明記なくとも運転保守上必要とするものは納入すること。

第2章 工事概要

第1節

第1条 工事概要

1. 本工事は、川向水源地の水質計器（残留塩素計、濁度計）を更新する工事である。

第2節

第1条 対象機器仕様

1. 対象設備及び仕様は、以下のとおりとする。

- 1) 川向水源地 残留塩素計（横河電機製）

検出器型式：FC400G-66*A 1基

- 2) 川向水源地 濁度計（横河電機製）

検出器型式：TB400G-4-1-A2 1基

第2条 交換機器仕様

1. 交換機器の仕様は、以下のとおりとする。

- 1) 川向水源地 残留塩素計

測定対象：上水送水中の遊離塩素濃度（Free 塩素）

測定方式：回転電極式ポーラログラフ法

測定範囲：0～3mg/L（最小レンジ 0-1mg/L）

直線性：読み値の±5%または±0.05mg/Lの大きい方

繰返し性：読み値の±1%または±0.01mg/Lの大きい方

電極：電極洗浄方式（セラミックビーズ洗浄）

電氣的仕様 AC 電源：定格電圧 100～240VAC

許容範囲 90～264VAC

定格電圧 60HZ

許容範囲 60HZ±5%

消費電力 15VA（変換器含む：最大 50VA）

入出力信号：遊離塩素測定データ RS485（ModbusRTU）9600bps

検出器-変換器間は、最大 20m

機械的仕様 標準取り付け：壁取り付け（φ9mm穴 2箇所）

変換器と検出器との一体取付用板金（パイプ取付）：鋼板

変換器仕様 出力信号：4～20mA DC 2点、接点数：入力1点、出力4点

その他必要なもの 1式

既設配管との接続用として、ブレードホース φ15×φ22 L=1.6m（0.8m×2箇所）を使用する。

2) 川向水源地 原水濁度計

測定方式：表面散乱光測定方式 (LED 光源)

光源：白色 LED

測定レンジ：0-2mg/L から 0-2000mg/L (濁度標準：カオリン)

直線性： $\leq 1000\text{mg/L}$ のとき フルスケール (測定レンジ) の $\pm 2\%$ または $\pm 0.04\text{mg/L}$ の大きい方

1000mg/L <、かつ、 $\leq 2000\text{mg/L}$ のとき フルスケール (測定レンジ) の $\pm 4\%$

繰返し性：フルスケール (測定レンジ) の $\pm 1\%$ 、または ± 0.02 (mg/L、度、NTU) の大きい方

電氣的仕様 AC 電源：定格電圧 (許容範囲) 100VAC (90～110VAC)

定格周波数：60HZ

消費電力：150VA (変換器含む)

サンプリング装置：炭素鋼板製スタンション付 (底面取合い)、自動洗浄あり、自動ゼロ校正なし、電磁弁電源 100VAC

変換器仕様 出力信号：4～20mA DC 2 点、接点点数：入力 1 点、出力 4 点

変換器はスタンションに組込むものとする。

その他必要なもの 1 式

既設配管との接続用として、ブレードホース $\phi 15 \times \phi 22$ L=0.8m 及び $\phi 25 \times \phi 33$ L=1.0m を使用する。

第 3 節 工事詳細

第 1 条 施工内容

1. 施工前に既設機器並びに既設専用架台等の状況を確認する。信号及び電源配線は既設利用とするが、接続端子の変更、架台取付に係る部材並びに必要な資材は本工事に含む。
2. 各機器との組合せ動作確認試験を実施する。
3. 工事の施工にあたっては、監督員と十分な工程打合せを行い、施工順序及び方法等を詳細に打合せ、これに基づき施工すること。

第 2 条 雑則

1. 受注者は、監督員の指示のもとに細部にわたり良心的かつ高度の技術をもって、工事に当たり運転に際しいささかも支障を生じないようにする事。
2. 設備の現場据付、調整に必要な材料等は一切を受注者にて負担するものとする。
3. 本工事に伴う撤去品については、受注者にて適正に処分すること。